

## 令和2年9月 第3回佐々町議会定例会 会議録（3日目）

1. 招 集 年 月 日 令和2年9月17日（木曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 令和2年9月23日（水曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

| 議席番号 | 氏 名       | 議席番号 | 氏 名       | 議席番号 | 氏 名       |
|------|-----------|------|-----------|------|-----------|
| 1    | 須 藤 敏 規 君 | 2    | 浜 野 亘 君   | 3    | 永 田 勝 美 君 |
| 4    | 長 谷 川 忠 君 | 5    | 阿 部 豊 君   | 6    | 永 安 文 男 君 |
| 7    | 橋 本 義 雄 君 | 8    | 平 田 康 範 君 | 9    | 淡 田 邦 夫 君 |
| 10   | 川 副 善 敬 君 |      |           |      |           |

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

| 職 名                  | 氏 名       | 職 名     | 氏 名       | 職 名     | 氏 名       |
|----------------------|-----------|---------|-----------|---------|-----------|
| 町 長                  | 古 庄 剛 君   | 副 町 長   | 中 村 義 治 君 | 教 育 長   | 黒 川 雅 孝 君 |
| 総 務 理 事<br>兼 事 業 理 事 | 松 本 孝 雄 君 | 総 務 課 長 | 山 本 勝 憲 君 | 住民福祉課長  | 今 道 晋 次 君 |
| 建 設 課 長              | 川 崎 順 二 君 | 水 道 課 長 | 橋 川 貴 月 君 | 教 育 次 長 | 水 本 淳 一 君 |

7. 職務のための出席者職氏名

| 職 名    | 氏 名       | 職 名     | 氏 名     |
|--------|-----------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 松 本 典 子 君 | 議会事務局書記 | 濱 野 聡 君 |

8. 本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第87号 令和2年度 佐々町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第3 議案第88号 令和2年度 佐々町水道事業会計補正予算（第2号）

日程第4 議案第89号 令和2年度 佐々町公共下水道事業会計補正予算（第2号）

日程第5 議案第90号 佐々町教育委員会委員の任命について同意を求める件

日程第6 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関する件

日程第7 意見書第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し  
地方税財源の確保を求める意見書（案）の提出について

9. 審議の経過

（10時00分 開議）

— 開議 —

議 長（川副 善敬 君）

皆さん、おはようございます。

本日は、令和2年9月第3回佐々町議会定例会の本会議の3日目です。

本日の出席委員は全員出席です。

これから会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（川副 善敬 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定によって、8番、平田康範君、9番、淡田邦夫君を指名します。

— 日程第2 議案第87号 令和2年度佐々町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号） —

議 長（川副 善敬 君）

これから、議案の上程を行います。質疑、討論、採決の順で進めていきます。

日程第2、議案第87号 令和2年度佐々町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第87号 朗読）

中身につきましては、水道課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

それでは、1ページ目を御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。3款繰入金、補正額減額400万円、計1,770万円。1項一般会計繰入金、補正額、計ともに同額です。

4款繰越金、補正額446万7,000円、計446万8,000円。1項繰越金、補正額、計ともに同額です。歳入合計、補正額46万7,000円、計2,443万2,000円。

歳出です。3款予備費、補正額46万7,000円、計77万1,000円。1項予備費、補正額、計ともに同額です。歳出合計、補正額46万7,000円、計2,443万2,000円。

次のページです。

歳入歳出補正予算事項別明細書。

1 総括については割愛をさせていただきます。

3 ページを御覧ください。

2 歳入。3 款繰入金 1 項一般会計繰入金ですけれども、減額の400万円となっております。これは、そのすぐ下のところに4 款の繰越金というところがございますけれども、補正額で446万7,000円とあります。これは、平成30年から令和元年度に繰り越した事業がありまして、その分が支出が少なくなり剰余金が発生したために補正となっております。

3 歳出のほうです。3 予備費 1 項の予備費、補正額46万7,000円となっております。ここは調整額となっております。

以上です。よろしくお願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

（「異議なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「異議なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第87号 令和2年度佐々町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

### — 日程第3 議案第88号 令和2年度佐々町水道事業会計補正予算（第2号） —

議 長（川副 善敬 君）

日程第3、議案第88号 令和2年度佐々町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第88号 朗読）

中身につきましては、水道課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

1 ページ目を御覧ください。

収入。1 款水道事業収益 5 目の消費税及び地方消費税還付金というところですけども、36万2,000円。これは、あとで3 ページに出てまいりますけども、資本的支出の増額に伴う消費税の還付見込みの増額分です。

続いて、2 ページ目を御覧ください。

支出。水道事業費用の4 目総係費のところでですけども、これは人事異動に伴うもので補正を行っております。

4 款の予備費においては調整額となっております。

3 ページ目を御覧ください。

資本的支出。1 款資本的支出 2 目の施設改良費ということで、委託料を計上させていただいております。一番下の一般国道204号交通安全施設等整備工事に伴う配水管更新設計業務委託料を追加しております。これは、国道の204号線工事が妙見橋付近から芳の浦バス停付近まで予定されております。水道管の更新工事と同じ時期に施工することによって舗装とかの経費が節減できますので、今回、設計業務を追加させていただいたものです。

以上です。よろしくお願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

8 番。

8 番（平田 康範 君）

この建設改良費ですたいね。委託料。これ逆算しますと出てきますよね。極端に言いましたら。これ入札でしょう。ですから、ここは数字をあげるべきではなかったかなと思うんですが、いかがですかね。逆算したら\_\_\_\_円ぐらいで出てくるんですよ。

議 長（川副 善敬 君）

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

今回委託業務を追加させていただいて全部で当初予算では4 件、1 号補正では1 件あげさせていただいております。あわせて6 件の、今回の分もあわせると6 件の委託料になりますので、全く今回の委託料の金額そのものが足し引きして出てくるものではないと考えております。

議 長（川副 善敬 君）

8 番。

8 番（平田 康範 君）

いや、この表からいったらですよ、委託料400万円あげてありますよね、補正でね。そしたらこの説明でいったら、ここで\_\_\_\_円ぐらい出てくるんですよ。これだけで400万円の補正でしょ、この事業だけで、4つの事業だけで。ということはこの一番下の分が\_\_\_\_円って単純に計算したら出てくるんですよ。前の分関係ないでしょ、400万円っていうのは。そこら辺をちょっと尋ねてるんですよ。

議 長（川副 善敬 君）  
水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

申し訳ありません。確かに近い数字にはなってはくるのかと思っておりますけども、今後事業費等のところについては十分注意して入れていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）  
しばらく休憩します。

（10時12分 休憩）

（10時29分 再開）

議 長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

水道課長より資料の差替えの申出がありましたので、差替えしてよろしいでしょうか。

（「はい。」の声あり）

差替えということで、差し替えさせていただきます。どうぞ。

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

すみません。資料のほう大変御迷惑をおかけいたしました。先ほど、3ページのところで資本的支出のところの説明が不備がありましたので再度御説明をさせていただきます。

資本的支出、3ページです。1款資本的支出2目の施設改良費、委託料についてですけども、全部で4件工事名を書いております。上3件については、精算等が済んで減額等がたぶんあります。下の最後の1件、一般国道204号交通安全施設等整備工事に伴う配水管更新設計業務委託料、今回この業務を追加したいと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）  
8番。

8 番（平田 康範 君）

先ほど、資本的支出の施設改良費の中で400万円の増額につきまして、説明に明記されております、一般国道204号交通安全施設等整備工事に伴う配水管更新設計業務委託料、これ逆算しますと\_\_\_\_\_円ということで数字を申し上げましたけども、これにつきましては、今後入札に関係しますので、この金額の\_\_\_\_\_円の発言につきましては取下げをさせていただきます。

議 長（川副 善敬 君）  
ほかに質疑ありませんか。  
5番。

5 番（阿部 豊 君）

町長報告でも確認させていただきましたけれども災害関係の件で1点確認をさせていただきたい。

今回の補正の上程タイミング前に台風等の自然災害が本町にもきまして、広報無線等で停電に対する対応という部分で広報された部分がありました。で、何を聞きたいかというと、決算で監査のほうからの指摘もありますように、水道は住民生活の重要なライフラインでありまして、将来にわたり安定的に提供していかなければならないという点で老朽施設に対しましては水道ビジョンに基づく計画的な更新等々を現状行われていると。今回新たな課題が発生したんではないかと、停電等によってですね。そういったことについての予測される災害対応を、重要施設等を抱えておりますので、その今後の対応スケジュールをどのように考えられているかというポイントだけ確認をさせていただきたい。

議 長（川副 善敬 君）

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

議員御指摘のとおり、重要施設について、特に浄水場については現在非常用発電装置がありません。元々当時の設計思想ではそういったものが計画としてはあがってなかったようですが、今後更新計画の中で、ポンプ場の能力向上させるために老朽化もしておりますけども、新たにポンプ場をつくる、浄水場内にポンプ場をつくる予定でおります。その建物につきましては、非常用発電装置が入られる部屋をつくり、最終的には発電機等を入れるような計画で現在進めております。

以上、よろしくお願いします。

議 長（川副 善敬 君）

5 番。

5 番（阿部 豊 君）

ありがとうございます。水道事業においては、現状黒字経営でありながら、老朽施設をかかえ、更新費用が大きくかかっていくというのは見えている次第でございます。新たな課題も分かったということで、そういった計画を盛り込まれていくというようなことであられると思いますので、住民生活に大きな影響を及ぼす可能性が大きいんですね、そこら辺を早期にですね、不測の事態が発生しないような対応をですね、安定経営の中で盛り込んでいただきたいと思います。要望して終わりたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「異議なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第88号 令和2年度佐々町水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

— 日程第4 議案第89号 令和2年度佐々町公共下水道事業会計補正予算（第2号） —

議長（川副 善敬 君）

日程第4、議案第89号 令和2年度佐々町公共下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町長（古庄 剛 君）

（議案第89号 朗読）

中身につきましては、水道課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長（川副 善敬 君）

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

1 ページ目を御覧ください。

令和2年度公共下水道事業会計予算説明書（収益的収入及び支出）。

収入の部です。1 款下水道事業収益で2 目雨水処理負担金ということで、700万5,000円の減額となっております。それと、その下の営業外収益というところで4 目の資本費繰入収益、ここで同額の700万5,000円が増額となっております。これにつきましては、企業会計となり、雨水処理排水対策の公共下水道事業として取り組むこととなったため、人件費を1 名計上しておりましたが廃止できなかったために減額としております。

2 ページ目を御覧ください。

支出。1 款下水道事業費用3 目の雨水ポンプ場費ということで、燃料費の補正をしております。小浦雨水ポンプ場、大新田第2 排水ポンプ場、それぞれ大雨が続いたために当初予算額を、予定した額に近い額を使っておりますので補正をしております。それと、修繕費、小浦雨水ポンプ場電気機械設備修繕費ということで、これは監視装置が施設のすぐ近くにあるんですけども、その分の監視カメラの動作が動かなくなったための修繕を考えております。あと、4 目の処理場費です。委託料ということで、浄化管理センター騒音調査測定業務委託料38万円。これは、騒音測定を再度追加で行い対策を検討、環境協定基準を満たすような改良を行いたいと考えているためにこの委託料を計上しております。あと、5 目の総係費につきましては、人事異動に伴うものとなっております。

4 ページを御覧ください。

資本的収入及び支出というところで、収入。1 款資本的収入1 目の企業債ということで1,150万円の増額としております。これは支出の部で、その下の欄にあります支出のところ、建設改良費の工事請負費のところ3 件の改良工事を計画しております。ここの工事に伴う企業債の収入を計上させていただいております。

以上です。よろしくお願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）  
これから質疑を行います。  
3 番。

3 番（永田 勝美 君）  
2 点ありますが、3 ページのですね、特別損失の内容について御説明がなかったので詳しく御説明ください。  
それから、今の説明の中で、2 ページのところのですね、浄化管理センター騒音調査測定について、環境基準を満たすように改造したいという報告がありましたが、現状は環境基準を満たしていないのですか。そのことについてちょっと確認させてください。

議 長（川副 善敬 君）  
水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）  
すみません、環境基準を満たしていないと、ちょっと私が言ってしまいましたけども、地元隣接町内会さんと結んでいる環境協定というのが結んでおります。その協定値を、騒音のほうが幾分オーバーしているものですから、そのための調査費となっております。  
それと、特別損失ですけど、すみません、これも人事異動に伴う分の補正となっております。よろしくお願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）  
3 番。

3 番（永田 勝美 君）  
特別損失が、どうして人事異動で特別損失になることがあるんですか。そういう会計処理があるんですか。人事異動したら、まあ要するに、特別損失っていうのは過年度分でしょ、過年度処理をしてなかったということですか。

議 長（川副 善敬 君）  
水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）  
期末、勤勉手当等につきましては人事異動によるもので、雨水分を1名見ておりましたが、賞与等において、令和元年度の12月から3月分の勤務分が特別損失から支出したためということであげさせていただいております。

議 長（川副 善敬 君）  
しばらく休憩します。

（10時48分 休憩）  
（10時54分 再開）

議長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。  
水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

大変御迷惑をおかけしました。3ページの特別損失についてですけれども、下水道事業会計を打ち切り決算するにあたり、令和元年度に決算時には雨水事業分の1名分の期末、勤勉手当等を計上しておりました。それにより今回特別損失のところの補正額、人員の配置ができなかったことによる補正額の59万2,000円というのが出ております。よろしくお願いします。

議長（川副 善敬 君）

3番。

3 番（永田 勝美 君）

特別会計から企業会計に移行に伴って準備をしていた分が不要になったという結果になったので、前年度の分としてそれを、企業会計は初年度だから、要するにその特別会計から引き継いだ分が特損処理になるという理解でよろしいでしょうか。

議長（川副 善敬 君）

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

議員のおっしゃるとおりでございます。

議長（川副 善敬 君）

質疑は。  
5番。

5 番（阿部 豊 君）

まず、1ページの課長説明が汚水処理に対する一般会計繰入金のこの部分をもう少し詳しく分かりやすく説明していただけないでしょうか。ちょっと理解しかねたもので、その詳細説明を再度お願いしたい。

で、2ページの騒音調査の課長の説明は、基準値をオーバーしたので測定するっていう説明が腑に落ちない。詳しい詳細の説明を再度お願いしたい。

議長（川副 善敬 君）

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

まず、基準値といった分につきましては、仮設のですね、防音の仮のものをつくらせていただいて、実際音がどの程度少なくなるかというのを追加で調査させていただけたらと考えております。

それと、1ページです。雨水処理の負担金ということで、一般会計から繰入れをするようにしておりましたところ、実際配置できなかったために、雨水処理負担金はいったん減額をさせていただいております。それと、4目の資本費繰入収益ということで、汚水処理に対する一般

会計繰入金としておりますけども、当初、人件費をみておりましたところ、この分を雨水処理でみてた分を資本費繰入収益として今回計上させていただいてるものです。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）

5 番。

5 番（阿部 豊 君）

1 ページ。雨水処理に関わる職員相当分の人件費を一般会計で負担する。当然です。それで雨水処理に関わる職員の配置ができなかったのも、汚水処理に対する一般会計繰入金。あり得んでしょう。それは、企業会計ですから。企業会計内にかかる経費として、料金なりで対応するっていう考え方が一般的であって、一般会計がなぜ負担しなければいけないのか。課長の説明、おかしいでしょ。

2 ページ目。地元との環境協定による調査が行われているっていうのは分かっているんですよ。それで、騒音が超えました。何ら対応をしなくて再度調査しても一緒ですよ。その経過から踏まえた説明をしないと、我々理解できない。そういった意味で、詳細の説明をしてくださいと申し上げていますので、分かりやすい説明を再度願いたい。

議 長（川副 善敬 君）

しばらく休憩します。

（10時59分 休憩）

（11時16分 再開）

議 長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

すみません、2 ページの4 目の処理場費、委託料のところ、すみません、説明不足で申し訳ありませんでした。地元との環境協定基準値をオーバーしているもので、その分につきまして、今ある現予算の中で仮設の防音の壁をつくりたいと考えております。どの程度騒音が、測定値が小さくなるかというのを確認したいと思っております、この委託料をあげさせていただいております。

それと、1 ページ目のところです。先ほど御指摘があった雨水処理で一般会計繰入金、そして、営業外収益として資本費繰入収益というところで、汚水処理に対する一般会計繰入金と書いておりますけども、これにつきましては、汚水事業について財源が不足するため、一般会計から繰入れがないと事業計画ができないため、今回雨水処理で不用となった額を、同額をあげさせていただいております。よろしくお願いします。

議 長（川副 善敬 君）

5 番。

5 番（阿部 豊 君）

では、確認。企業会計ですね、佐々町公共下水道事業会計ですので、令和2年度から企業会計での経営という形になっております。で、一般会計からの繰入れは一般財源である住民税、固定資産税等々の税からの繰入れということで認識しておりますが、どのようなルールで不足分をというような計算根拠、法的根拠が示されているのか再度の説明をお願いしたい。また、これでいくと、3ページには予備費は増額されてますね。6,700万円もの予備費がある経営状況の中で、予算の中ですよ。キャッシュ・フローにおいても、剰余金はかなりの額上がっております。貸借対照表のほうの計算においてもですよ。どこが不足して、どのようなルールで一般財源を企業会計のほうへ繰り入れなさるのかを、その根拠とそこの詳細な説明を再度お願いしたい。

議 長（川副 善敬 君）

しばらく休憩します。

（11時20分 休憩）

（11時41分 再開）

議 長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

すみません、5番議員等の御指摘につきましては一般的な地方公営企業法に対しての繰出基準がありますけれども、御指摘の分につきましては、今後改善していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

町 長（古庄 剛 君）

大変申し訳ございません。いろいろ御迷惑をおかけしております。

一般会計の繰入金があるわけでございますけれども、この繰入金ということについても、次の議会までにですね、繰入金については十分検討させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

5番議員、それでよろしいですか。

はい、ありがとうございます。

ほかに質疑受けます。

1番。

1 番（須藤 敏規 君）

今、繰入金について疑義があった、質疑あったわけですけど、私は補助金についてお尋ねいたします。

当初予算においてもこの補助金等について、法的根拠をどんなものかとお尋ねしたんですけども、今回第7条のところに、雨水については、内訳、あともって別の機会に聞くわけですが、雨水処理経費を除く下水道事業経費の2億5,592万7,000円、これに対する補助金についての法的根拠について説明を願いたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）  
水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

御指摘がありました第7条の部分に書いてあります雨水処理経費を除く下水道事業経費についてですが、これにつきましては、分流式下水道に要する経費という部分と、その他水洗便所にかかる改造等にかかる経費、下水道に排出される下水の規制に関する事務に対する経費とかそういったもの、また、高資本費対策に要する経費などがこの雨水処理経費を除く下水道事業の経費というところでみれるようになっております。  
以上です。

議 長（川副 善敬 君）  
1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

今、出したのは中身だけですか。私がお尋ねしたのは企業会計ということで御存じとは思いますが、企業会計については、その収入をもって経営を行うということになっておりますが、その一般会計のほうから補助金等を出せるという根拠を今お尋ねした訳ですので、使い道は大体分かりましたけども。

議 長（川副 善敬 君）  
水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

一般会計の繰出基準としましては自治省財務局長が通達しております「地方公営企業繰出金について」という通達がありますので、それに則って算出をしていきたいと考えております。

議 長（川副 善敬 君）  
1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

私が言ってるのは、繰出金の繰入金とかそういう問題じゃなくて補助金ということでございますので、どういうことで一般会計から企業会計へ補助できると、どの条文に書いてあるんですかとお尋ねしたんですけど。

議 長（川副 善敬 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

たぶん、今の補助金っていうのがなかったんじゃないかと私は思っております。公営企業にした場合の一般会計からの繰入れっていう考え方は、やはり経費の性質上とか、それから企業の性質上の企業に負担させると困難になる。経費とか、それから災害とかですね。そういうことが一般会計からの繰入れでできるということでお話を聞いておりますので、その補助金についてというのがちょっと私は考えてなかったんですけど、そういう扱い方ということで考えていたわけですが、先ほどお話がありましたように、その繰入れについてどうするの

かというのをきちっとですね、今度の議会までに出させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

やっと町長も少しは理解なさったなと思います。例外的なことというのは災害なんですよ。災害とか突発的なですね、事項が例外規定で、企業会計出せるっていう条項が特例であるわけですから、そのほかはほかの条文がありますので、よく検討なさって、次の議会までには変更をお願いしたいと要望しておきます。

議 長（川副 善敬 君）

よろしいですか。

質疑ありますか。

ただ今指摘されました、5 番議員と 1 番議員から指摘されました事項は、12月の定例会までに整理を執行部にお願いをしておきたいと思います。

これから討論を行います。

5 番。

5 番（阿部 豊 君）

反対討論をいたします。

私は当初予算時より申し上げておりました、一般会計繰入れ法定外の繰出し基準等を満たしていないという状況下において、先ほど 1 番議員から申し上げられた補助金等についてのコンプライアンス、明確に示してほしいという部分についても、今後検討していくということは申し上げられたものの、現状の補正予算について当初予算より申し上げていたことが改善されていない状況で上程されたということで、残念ながら反対せざるを得ません。この点を改善されていないという状況下において、今回の補正予算については反対討論といたします。

議 長（川副 善敬 君）

2 番。

2 番（浜野 亘 君）

賛成討論をさせていただきます。

当初予算でいろいろ問題点を指摘されながら、検討がなされていなかったというのは非常に残念です。1 番議員と 5 番議員から指摘された項目については、やはり検討すべきであったというふうに思います。町長のほうから今後、次回の議会までに検討していきたいということでございますので、一般会計から繰入れ、それから補助金等を入れなければ企業会計として経営できないという状況でございますし、住民の皆さんの使用料を上げざるを得ないというような形ですので、今後検討されるということで賛成をしたいというふうに思います。

議 長（川副 善敬 君）

これから採決を行いたいと思います。この採決は起立によって行われます。

議案第89号 令和2年度佐々町公共下水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって本案は可決されました。

休憩を予定しております。皆さんどうしますかね。このまま続行、あと人事案件3件残りますけども、教育委員会委員の推薦と人権擁護委員の推薦、それから意見書、残りますけども、このままやって12時30分くらいと予定してよろしいですか。

（「はい。」の声あり）

はい、そしたらこのまま議案審議しますんで、休憩をいたします。  
しばらく休憩します。

（11時52分 休憩）

（12時06分 再開）

— 日程第5 議案第90号 佐々町教育委員会委員の任命について同意を求める件 —

議長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

12時昼食休憩の時間ですけれども、延長したいと思いますのでよろしくお願いします。

日程第5、議案第90号 佐々町教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町長（古庄 剛 君）

（議案第90号 朗読）

次のページに履歴書等付けておりますので御参照いただければと思っています。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（川副 善敬 君）

お諮りします。質疑、討論を省略し、ただちに採決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略し、ただちに採決します。

議案第90号 佐々町教育委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって本案は同意することに決定しました。

— 日程第6 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関する件 —

議 長（川副 善敬 君）

日程第6、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関する件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（諮問第1号 朗読）

次ページに履歴書等を添付しておりますので御参照いただければと思っています。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

お諮りをします。質疑、討論を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。質疑、討論を省略します。

お諮りします。諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関する件については、原案のとおり適任とすることに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号に対する議会の意見は適任とすることに決定しました。

— 日程第7 意見書第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し  
地方税財源の確保を求める意見書（案）の提出について —

議 長（川副 善敬 君）

日程第7、意見書第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）の提出についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。

議会事務局長。

議会事務局長（松本 典子 君）

（意見書第1号 朗読）

可決されましたら、別紙の機関へ送付することになります。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）

提出者から発言がありましたら許可をします。  
6 番。

6 番（永安 文男 君）

この意見書の提出につきましては、令和2年8月31日付で長崎県町村議会議長からの依頼があつておりまして、全国的にあらゆる議会において要請活動が行われております。新型コロナウイルス感染症の拡大により、地方税、地方交付税の大幅な減少により、地方財政は厳しい状況になるということから、今後の行政サービスの提供が安定的・持続的に行えるよう国に対して、一般財源の総額の確保・充実を強く求めていくものであります。どうぞ、皆様の御理解と御賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。意見書第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）の提出については、可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、意見書第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）の提出については、可決されました。

事務局から関係機関へ別紙意見書を送付させます。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会します。お疲れ様でした。

（12時15分 散会）